

特定の分野に係る育成就労制度運用要領

-工業製品製造業分野の基準について-

令和8年6月

法務省・厚生労働省・経済産業省編

(制定履歴)

令和8年6月4日公表

- 法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度（以下「育成就労制度」という。）の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）についても「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。
- 法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和8年経済産業省告示第62号。以下「告示」という。）において、製造業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、製造業分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 育成就労外国人が従事する業務	3
第2 育成就労外国人に求められる技能水準等	7
第3 上乘せ基準等	14
第4 育成就労外国人受入事業実施法人の登録等	28
第5 育成・キャリア形成プログラム	32
第6 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	33

第1 育成就労外国人が従事する業務

<p>【関係規定】</p> <p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一 二 （育成就労）</p> <p>育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動</p>
<p>法 （認定の基準）</p> <p>第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>三～十一 （略）</p>
<p>規則 （育成就労の目標及び内容の基準）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 業務区分（従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。）に属するものであること。</p> <p>ロ 同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。</p> <p>二～九 （略）</p>
<p>基本方針（抜粋）</p> <p>第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項</p> <p>3 育成就労外国人</p> <p>（2）育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求めら</p>

れる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までに技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

(1) 育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

ア 育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。

したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあつ

てはならない。

イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時まで
に育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就
労実施者の義務であり、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日
本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がな
いか点検すべきである。

試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があ
るほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受
けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をし
ていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人が限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に
技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導
する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力
の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験
等を積極的に推奨していくことが望ましい。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

2 育成就労外国人の育成に関する事項

製造業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる
業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技
能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業
務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあわせて、
製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育
成する。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同
一とする（第二2（1）参照）。

【主たる技能及び必須業務】

- 製造業分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、製造業分野の育成就労計画審査基準（追って別紙としてお示しします。）を参照してください。

【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】

- 製造業分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分（従事する業務）の欄に記載のとおりです。

【相談窓口】

- 育成就労外国人の受入れを希望する場合で、事業内容から製造業分野で認められた業務に該当するか否か不明な場合の問合せ先については、追って設置します。

【確認対象の書類】

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

第2 育成就労外国人に求められる技能水準等

【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三 (略)

四 育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一 (略)

2 (略)

規則

(育成就労評価試験)

第6条 法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針（法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。）で定める試験とする。

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標 修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。

二 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 イ～ホ（略）

ヘ 育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）に置かれた就労のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）において履修する授業科目の授業時間数（育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト（略）

ハ 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数（育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

ニ 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（主務省令で定める評価）

第14条 法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっ

ている育成就労外国人にあつては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間)の合計が一年に達するまで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二 育成就労の終了日まで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2 (略)

(法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間)

第26条 法第九条の二第四号イ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間(当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年)とする。

(法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準)

第27条 法第九条の二第四号ロ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二 (略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2) 育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業

分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までには技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

- (3) 育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠 A 1 相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）による就労のための課程の講習（認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。）等において受講することが求められる。

就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時までには当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠 A 2 相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠 A 2 相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までには満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」の A 1 相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認

定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講

- (2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準
- ア 技能水準
別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
- イ 日本語能力水準
上記1(1)①に掲げるもの
- (3) 育成就労を終了するまでに求められる水準
- ア 技能水準
別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの
- イ 日本語能力水準
「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの
- 3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項
- (1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準
製造業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。
- ア 技能水準
別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
- イ 日本語能力水準
「日本語教育の参照枠」のA2.1相当以上の水準と認められるもの
- (2) 転籍制限期間及びその理由
転籍制限期間は2年とする。(以下、略)
- (3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策
毎年、製造業分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された育成就労の協議会において、当該分野における全企業の賃上げ率(所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分)を基準に、昇給率を設定・公表する。
1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。
なお、転籍制限期間を1年と設定する育成就労実施者においては、上記の待遇向上策を講じる義務は生じない。

- 育成就労外国人として製造業分野の業務に従事する場合には、育成就労を開

始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T - B a s i c）A 1 相当以上又は日本語能力試験（J L P T）N 5 以上の合格
- ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習 100 時間以上の受講

- 製造業分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める「育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで」に受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。
- 主たる技能を「R P F 製造」又は「生コンクリート製造」のいずれかとする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能1号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験（初級）の実技試験に合格することが必要です。

【確認対象の書類】

- ・ 本要領別表の「日本語能力水準（技能を修得しようとする業務に従事するまで）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書（省令様式第1号、第2号、第3号（1）又は第3号（2））

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

- 製造業分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表（本人意向の転籍時）に定める技能水準及び日本語能力水準となります。
- 転籍制限期間は育成就労実施者が1年又は2年を選択することとし、転籍制限期間を2年と設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策は、毎年、製造業分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された育成就労の分野別協議会（以下「分野別協議会」という。）において、当該分野における全企業の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分）を基準に設定・公表される昇給率以上の割合により、在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて昇給することとします。

【確認対象の書類】

＜本人意向の転籍時＞

- ・ 本要領別表の「技能水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 本要領別表の「日本語能力水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1－2号）の写し

第3 上乘せ基準等

【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三、四 (略)

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一、二 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 申請者が、従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別協議会に加入していること。ただし、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める分野別協議会への加入に代わる措置を講じているときは、この限りでない。

五～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のう

ち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準)

第 15 条 法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第九条第一項第五号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(監理支援機関の業務の実施に関する基準)

第 67 条 法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十九 (略)

二十 前各号に掲げるもののほか、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

(分野別協議会の加入に代わる措置)

第 1 条 工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の告示で定める分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第

五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)への加入に代わる措置は、次条の登録を受けた法人の構成員となることとする。

(育成就労の内容の基準)

第10条 製造業分野に係る規則第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。)が登録法人の構成員となり、第二条第一号に規定する行動規範を遵守することとする。

(育成就労を行わせる体制の基準)

第11条 製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 育成就労を行わせる事業所(以下「育成就労事業所」という。)が、令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次条第一号、第十七号、第十九号、第五十八号、第七十五号(RPF製造業に限る。)又は第七十六号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

(育成就労を行わせる事業所の設備の基準)

第12条 製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

一 中分類11—繊維工業

二 細分類1221—造作材製造業(建具を除く)

三 細分類1224—建築用木製組立材料製造業

四 小分類131—家具製造業

五 細分類1391—事務所用・店舗用装備品製造業

六 細分類1393—鏡縁・額縁製造業

七 細分類1399—他に分類されない家具・装備品製造業(黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。)

八 小分類141—パルプ製造業

九 細分類1421—洋紙製造業

十 細分類1422—板紙製造業

十一 細分類1423—機械すき和紙製造業

十二 細分類1431—塗工紙製造業(印刷用紙を除く)

- 十三 細分類 1 4 3 2—段ボール製造業
- 十四 小分類 1 4 4—紙製品製造業
- 十五 小分類 1 4 5—紙製容器製造業
- 十六 小分類 1 4 9—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十七 中分類 1 5—印刷・同関連業
- 十八 中分類 1 8—プラスチック製品製造業
- 十九 中分類 1 9—ゴム製品製造業
- 二十 小分類 2 0 6—かばん製造業
- 二十一 細分類 2 1 2 2—生コンクリート製造業
- 二十二 細分類 2 1 2 3—コンクリート製品製造業
- 二十三 細分類 2 1 2 9—その他のセメント製品製造業
- 二十四 細分類 2 1 4 1—衛生陶器製造業
- 二十五 細分類 2 1 4 2—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 二十六 細分類 2 1 4 3—陶磁器製置物製造業
- 二十七 細分類 2 1 4 6—陶磁器製タイル製造業
- 二十八 細分類 2 1 5 1—耐火れんが製造業
- 二十九 細分類 2 1 5 2—不定形耐火物製造業
- 三十 細分類 2 1 9 4—鋳型製造業(中子を含む)
- 三十一 細分類 2 2 1 1—高炉による製鉄業
- 三十二 細分類 2 2 1 2—高炉によらない製鉄業
- 三十三 小分類 2 2 2—製鋼・製鋼圧延業
- 三十四 細分類 2 2 3 1—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- 三十五 細分類 2 2 3 2—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- 三十六 細分類 2 2 3 4—鋼管製造業
- 三十七 細分類 2 2 3 6—磨棒鋼製造業
- 三十八 細分類 2 2 3 7—引抜鋼管製造業
- 三十九 小分類 2 2 5—鉄素形材製造業
- 四十 細分類 2 2 9 1—鉄鋼シャースリット業
- 四十一 細分類 2 2 9 9—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)
- 四十二 細分類 2 3 3 2—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押しを含む)
- 四十三 細分類 2 3 4 1—電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
- 四十四 小分類 2 3 5—非鉄金属素形材製造業
- 四十五 細分類 2 4 2 2—機械刃物製造業
- 四十六 細分類 2 4 2 4—作業工具製造業
- 四十七 細分類 2 4 3 1—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
- 四十八 細分類 2 4 3 2—ガス機器・石油機器製造業

- 四十九 細分類 2 4 4 1—鉄骨製造業
- 五十 細分類 2 4 4 2—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- 五十一 細分類 2 4 4 3—金属製サッシ・ドア製造業
- 五十二 細分類 2 4 4 4—鉄骨系プレハブ住宅製造業
- 五十三 細分類 2 4 4 6—製缶板金業(高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)
- 五十四 小分類 2 4 5—金属素形材製品製造業
- 五十五 細分類 2 4 6 1—金属製品塗装業
- 五十六 細分類 2 4 6 2—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
- 五十七 細分類 2 4 6 4—電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
- 五十八 細分類 2 4 6 5—金属熱処理業
- 五十九 細分類 2 4 6 9—その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)
- 六十 細分類 2 4 7 1—くぎ製造業
- 六十一 細分類 2 4 7 9—その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。)
- 六十二 小分類 2 4 8—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 六十三 細分類 2 4 9 9—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。)
- 六十四 中分類 2 5—はん用機械器具製造業(細分類 2 5 9 1—消火器具・消火装置製造業を除く。)
- 六十五 中分類 2 6—生産用機械器具製造業
- 六十六 中分類 2 7—業務用機械器具製造業(小分類 2 7 4—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6—武器製造業を除く。)
- 六十七 中分類 2 8—電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 六十八 中分類 2 9—電気機械器具製造業(細分類 2 9 2 2—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)
- 六十九 中分類 3 0—情報通信機械器具製造業
- 七十 小分類 3 1 1—自動車・同附属品製造業
- 七十一 小分類 3 1 4—航空機・同附属品製造業
- 七十二 細分類 3 2 5 3—運動用具製造業
- 七十三 細分類 3 2 9 3—パレット製造業
- 七十四 細分類 3 2 9 5—工業用模型製造業
- 七十五 細分類 3 2 9 9—他に分類されないその他の製造業(R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。)
- 七十六 小分類 4 8 4—こん包業
- (監理支援機関の業務の実施に関する基準)

第 13 条 製造業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 前条第一号に掲げる産業を行っている育成就労事業所において監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

基本方針（抜粋）

第二 特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等

2 育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態

(3) 育成就労外国人の雇用形態

育成就労外国人（育成就労法第 2 条第 4 号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分かれていること等から、育成就労外国人の受入れに係る製造事業者団体は、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール策定及び遵守状況の確認を実施する団体（以下「育成就労外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

イ 育成就労実施者等に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ② 育成就労外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、経済産業大臣が定める産業を行っていること。
- ③ 育成就労実施者及び監理支援機関は、育成就労の協議会において協議が

調った措置を講じること。

- ④ 育成就労実施者は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

1. 育成就労外国人の雇用形態

- 直接雇用に限られます。
- 製造業分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められていないため、労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることはできません。

2. 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

- 分野別協議会の加入に代わる措置、育成就労の内容、育成就労を行わせる体制、育成就労を行わせる事業所の設備及び監理支援機関の業務の実施に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて規則第 13 条第 2 項第 4 号ただし書及び第 9 号、第 15 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 2 号並びに第 67 条第 20 号に基づき告示をもって定めたものです。

(1) 分野別協議会の加入に代わる措置及び育成就労の内容の基準に関するもの
告示

(分野別協議会の加入に代わる措置)

第 1 条 工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の告示で定める分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）への加入に代わる措置は、次条の登録を受けた法人の構成員となることとする。

(育成就労の内容の基準)

第 10 条 製造業分野に係る規則第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が登録法人の構成員となり、第二条第一号に規定する行動規範を遵守することとする。

- 製造業分野の育成就労外国人を受け入れる場合には、分野別協議会の加入に代わる措置として、当該育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、告示第 2 条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた育成就労外国人受

入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります（第4「育成就労外国人受入事業実施法人の登録等」参照）。

- 外国人育成就労機構に対する育成就労計画の認定申請の際には、登録法人の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。

【確認対象の書類】

- ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））

(2) 育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

（育成就労を行わせる体制の基準に関するもの）

第11条 製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 育成就労を行わせる事業所（以下「育成就労事業所」という。）が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次条第一号、第十七号、第十九号、第五十八号、第七十五号（RPF製造業に限る。）又は第七十六号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

- 分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、製造業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。

また、育成就労外国人に育成就労を行わせる事業所（以下「育成就労事業所」という。）が繊維工業（中分類11）、印刷・同関連業（中分類15）、ゴム製品製造業（中分類19）、金属熱処理業（細分類2465）、他に分類されないその他の製造業（RPF製造業に限る。）（細分類3299）又はこん包業（小分類484）を行っている場合は、育成就労実施者は、分野別協議会において協

議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

- 育成就労事業所が繊維工業（中分類 11）、印刷・同関連業（中分類 15）、ゴム製品製造業（中分類 19）、金属熱処理業（細分類 2465）、他に分類されないその他の製造業（RPF 製造業に限る。）（細分類 3299）又はこん包業（小分類 484）を行っている場合であって、育成就労実施者が分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合は、基準に適合しないこととなります。
- 育成就労実施者は、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査を含む。）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- 育成就労実施者は、経済産業大臣又はその委託を受けた者に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。
- これらの基準は、分野別協議会の構成員である登録法人において確認されます。
- 分野別協議会及び登録法人に関する詳細は、以下の経済産業省のホームページ※を参照してください。
 ※ 工業製品製造業分野の育成就労制度
 （URL：https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo_ikusesyuro.html）

【確認対象の書類】

- ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））

（3）育成就労を行わせる事業所の設備の基準に関するもの

告示

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第 12 条 製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次の各号のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

（略）

- 製造業分野の育成就労事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。

[育成就労事業所の産業]

- ・ 中分類 11 繊維工業
- ・ 細分類 1221 造作材製造業（建具を除く）
- ・ 細分類 1224 建築用木製組立材料製造業
- ・ 小分類 131 家具製造業
- ・ 細分類 1391 事務所用・店舗用装備品製造業
- ・ 細分類 1393 鏡縁・額縁製造業
- ・ 細分類 1399 他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
- ・ 小分類 141 パルプ製造業
- ・ 細分類 1421 洋紙製造業
- ・ 細分類 1422 板紙製造業
- ・ 細分類 1423 機械すき和紙製造業
- ・ 細分類 1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- ・ 細分類 1432 段ボール製造業
- ・ 小分類 144 紙製品製造業
- ・ 小分類 145 紙製容器製造業
- ・ 小分類 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- ・ 中分類 15 印刷・同関連業
- ・ 中分類 18 プラスチック製品製造業
- ・ 中分類 19 ゴム製品製造業
- ・ 小分類 206 かばん製造業
- ・ 細分類 2122 生コンクリート製造業
- ・ 細分類 2123 コンクリート製品製造業
- ・ 細分類 2129 その他のセメント製品製造業
- ・ 細分類 2141 衛生陶器製造業
- ・ 細分類 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- ・ 細分類 2143 陶磁器製置物製造業
- ・ 細分類 2146 陶磁器製タイル製造業
- ・ 細分類 2151 耐火れんが製造業
- ・ 細分類 2152 不定形耐火物製造業
- ・ 細分類 2194 鋳型製造業（中子を含む）
- ・ 細分類 2211 高炉による製鉄業

- ・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業
- ・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業
- ・ 細分類 2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ・ 細分類 2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ・ 細分類 2234 鋼管製造業
- ・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業
- ・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業
- ・ 小分類 225 鉄素形材製造業
- ・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業
- ・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
- ・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
- ・ 細分類 2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く。）
- ・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
- ・ 細分類 2422 機械刃物製造業
- ・ 細分類 2424 作業工具製造業
- ・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- ・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業
- ・ 細分類 2441 鉄骨製造業
- ・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- ・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業
- ・ 細分類 2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業
- ・ 細分類 2446 製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
- ・ 小分類 245 金属素形材製品製造業
- ・ 細分類 2461 金属製品塗装業
- ・ 細分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ・ 細分類 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ・ 細分類 2465 金属熱処理業
- ・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
- ・ 細分類 2471 くぎ製造業
- ・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
- ・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- ・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
- ・ 中分類 25 はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装

- 置製造業を除く。)
- ・ 中分類 26 生産用機械器具製造業
 - ・ 中分類 27 業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
 - ・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - ・ 中分類 29 電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
 - ・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業
 - ・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業
 - ・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業
 - ・ 細分類 3253 運動用具製造業
 - ・ 細分類 3293 パレット製造業
 - ・ 細分類 3295 工業用模型製造業
 - ・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
 - ・ 小分類 484 こん包業

○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、育成就労外国人が業務に従事する事業所において、直近1年間で、前記の産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

① 製造品出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く。)

② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合に、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をい

います。

- 育成就労事業所の産業は、登録法人において確認されます。

【確認対象の書類】

- ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））

（４）監理支援機関の業務の実施に関する基準に関するもの

告示

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第 13 条 製造業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 前条第一号に掲げる産業を行っている育成就労事業所において、監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

- 監理支援機関は、繊維工業（中分類 11）を行う事業所において育成就労を行わせる育成就労実施者に対する監理支援を行うに当たり、分野別協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

- 監理支援機関は、分野別協議会に対して必要な協力を行わなければならないほか、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査を含む。）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。

- 分野別協議会に関する詳細は、以下の経済産業省のホームページ※を参照してください。

※ 工業製品製造業分野の育成就労制度

（URL：https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo_ikusesyuro.html）

【確認対象の書類】

- ・ 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書（監理支援機関用）（工業製品製造業分野参考様式第1号）

第4 育成就労外国人受入事業実施法人の登録等

【関係規定】

告示

(育成就労外国人受入事業実施法人の登録)

第2条 製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

- 一 育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用（以下「育成就労外国人受入事業」という。）を行うこと。
- 二 第十二条各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。
- 三 製造業分野に係る分野別協議会の構成員となり、当該分野別協議会に対し、必要な協力を行うこと。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 育成就労外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第4条 経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第八条第一項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ロ 第二条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 育成就労外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない

者

三 第八条第一項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過していないもの

(登録に関する通知)

第5条 経済産業大臣は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 第二条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第三条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の徴収等)

第7条 経済産業大臣は、登録法人の育成就労外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

(登録の取消し)

第8条 経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第一号又は第二号に該当するとき。
- 二 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 不正の手段により第二条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

(公表)

第9条 経済産業大臣は、第二条の登録をしたとき、又は登録法人から第六条第一項の規定による変更の届出（第三条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 第二条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 第二条の登録をした年月日
- 三 第二条の登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

【概要】

- 製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、以下の要件を満たせば、経済産業大臣の登録を受けて登録法人となることができます。製造業分野で育成就労外国人を受け入れる育成就労実施者はすべて、この登録を受けた法人に直接所屬し、その行動規範を遵守することが求められます。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。

【登録要件】

- 登録法人は、育成就労外国人の受入れに係る製造事業者団体が共同して、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。
- 経済産業大臣の登録を受ける際は、告示第 12 条に掲げる産業に係る業界団体を構成員としなければなりません。
- 登録法人には、分野別協議会の構成員となり、分野別協議会に対し必要な協力を行うことが求められます。
- 登録法人が告示第 2 条第 1 号の取組の実施に当たり取得した個人情報等は、関係法令に基づき適切に取り扱わなければなりません。

【分野別協議会入会申込時の提出書類（分野別協議会で定める様式）】

- 製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書

【登録申請時の提出書類（特に指定がない場合は様式任意）】

- ① 育成就労外国人受入事業実施法人登録申請書（登録を申請する旨を明記するとともに、名称、住所、代表者の氏名、育成就労外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項を記載）
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ③ 定款及び行動規範
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し

※事業ごとのセグメント情報も記載すること。設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計上すること。

- ⑥ 事業内容が確認できる書類（事業計画書等）
- ⑦ 申請者が告示第4条各号のいずれにも該当しないことの誓約書（工業製品製造業分野参考様式第2号）
- ⑧ 構成員名簿
- ⑨ 育成就労外国人受入事業の実施体制図
- ⑩ 賃貸契約書その他の貸借関係を記した書類の写し
※事務所その他物品の貸与を受け、第三者と賃貸契約等を結んでいる場合のみ提出すること。
- ⑪ 製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書の写し
※分野別協議会入会申込時の提出書類の写しを提出すること。
- ⑫ 個人情報等の取扱いに関する誓約書（工業製品製造業分野参考様式第3号）
- ⑬ その他補足資料

【協議会入会申込先及び登録申請先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室
（郵送又は持参）

【登録に係る申請書記載事項の変更】

- 登録法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、経済産業大臣に対して届出を行う必要があります（様式自由）。提出先は、【登録申請先】と同様です。

【法人の登録及び取消しに係る公表】

- 経済産業省が法人の登録を行った場合又は告示第8条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を経済産業省のホームページにて公表します。

第5 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

○ 製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、育成就労外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。

- ① 目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

○ 製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、経済産業省のホームページに掲載されます。

第6 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

- 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。

なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年以上行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

技能実習の目標	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験
技能検定3級（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、工業包装）	工業製品製造業分野	機械金属加工	技能検定3級（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、工業包装）
アルミニウム圧延・押出製品製造技能評価試験（専門級）			アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験（専門級）
金属熱処理業技能評価試験（専門級）			金属熱処理育成就労評価試験（専門級）
溶接技能評価試験（専門級）			溶接育成就労評価試験（専門級）
技能検定3級（機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、			電気電子機器組立て

電気機器組立て、 プリント配線板製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、工業包装)		機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、工業包装)
技能検定3級(めっき、アルミニウム陽極酸化処理)	金属表面処理	技能検定3級(めっき、アルミニウム陽極酸化処理)
技能検定3級(紙器・段ボール箱製造)	紙器・段ボール箱製造	技能検定3級(紙器・段ボール箱製造)
コンクリート製品製造技能評価試験(専門級)	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)
RPF製造技能評価試験(専門級)	RPF製造	製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造)
陶磁器工業製品製造技能評価試験(専門級)	陶磁器製品製造	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(専門級) ※ただし、主たる技能「排泥鑄込み成形」については該当する試験なし
技能検定3級(印刷、製本)	印刷・製本	技能検定3級(印刷、製本)
グラビア印刷技能評価試験(専門級)		グラビア印刷育成就労評価試験(専門級)
技能検定3級(染色、ニット製品製造)	繊維製品製造	技能検定3級(染色、ニット製品製造)
紡績運転技能評価試験(専門級)		紡績運転育成就労評価試験(専門級)
織布運転技能評価試験(専門級)		織布運転育成就労評価試験(専門級)

たて編ニット生地製造技能評価試験(専門級)			たて編ニット生地製造育成就労評価試験(専門級)
カーペット製造技能評価試験(専門級)			カーペット製造育成就労評価試験(専門級)
技能検定3級(婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製)		縫製	技能検定3級(婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製)
下着類製造技能評価試験(専門級)			下着類製造育成就労評価試験(専門級)
座席シート縫製技能評価試験(座席シート縫製)(専門級)			自動車シート縫製育成就労評価試験(専門級)
タオル製造技能評価試験(専門級)			タオル製造育成就労評価試験(専門級)
技能検定3級(建築大工、タイル張り、機械加工(そのうち、普通旋盤作業に限る)、金属プレス加工、鉄工、工場板金、塗装(そのうち、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業に限る))		プレハブ住宅製品製造	技能検定3級(建築大工、タイル張り、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、塗装)
溶接技能評価試験(専門級)			溶接育成就労評価試験(専門級)
コンクリート製品製造技能評価試験(専門級)			コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)

技能検定3級(金属 プレス加工、工場板 金、家具製作、プラ スチック成形、塗装 (そのうち、金属塗 装作業、噴霧塗装 作業に限る)、工業 包装)		家具製造	技能検定3級(金属 プレス加工、工場板 金、家具製作、プラ スチック成形、塗装、 工業包装)
溶接技能評価試験 (専門級)			溶接育成就労評価 試験(専門級)
ゴム製品製造技能 評価試験(専門級)		ゴム製品製造	ゴム製品製造育成 就労評価試験(専門 級)
かばん製造技能実 習評価試験(専門 級)		かばん製造	かばん製造育成就 労評価試験(専門 級)